

17 年度目標の改定③「複数年度にわたる目標を年度別の目標としたもの」(3 事業)

(事業例)

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金（事業費）	事業番号	16 - 080
実施主体	独立行政法人 労働政策研究・研修機構		
事業概要	<p>労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。</p> <p>①労働政策についての総合的な調査及び研究。 ②労働政策についての情報及び資料収集、整理。 ③労働政策の研究促進のための、研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣。 ④調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言。 ⑤厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修。</p>		
16 年度目標	<p>① 労働政策についての総合的な調査研究については、現在、我が国が直面する別紙に掲げる中長期的な労働政策の課題に係る調査研究テーマのほか、行政及び国民各層のニーズを踏まえたテーマについて、政策の企画立案等に資する質の高い成果を出していると認められること。</p> <p>特に次の具体的な目標の達成を図ること。</p> <p>(1) 政策の企画立案等に資するために、中期目標期間中において一定の外部評価を受けた研究成果の発表を 120 件以上とすること。 (13 年度及び 14 年度の平均 年 26 件)</p> <p>(2) 調査研究事業について、有識者を対象としたアンケート調査により、3 分の 2 以上の者から「有益である」との評価を得ること。</p> <p>② 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理については、労働に関する政策研究や政策議論に資するよう、内外の労働事情、各種の統計データ等を機動的に収集・整理すること。</p> <p>③ 研究者・有識者の海外からの招聘・海外派遣については、各国で共通する労働分野の課題について、各国の研究者、研究機関とネットワークを形成し、相互の研究成果の交換、活用を図ることによって、労働問題の情報を共有し、政策の企画立案等に貢献すること。</p> <p>④ 調査研究結果等の成果の普及・政策提言については、調査研究等の成果を迅速に関係者に情報発信することにより、その普及を図るとともに、調査研究等の成果を積極的かつ効果的に活用し、定期的に政策論議の場を提供すること。</p> <p>特に次の具体的な目標の達成を図ること。</p> <p>(1) 調査研究等の成果について、ニュースレターを月 1 回以上、メールマガジンを週 2 回以上、関係者に情報発信すること。 (2) 中期目標期間中におけるホームページへのアクセス件数を 2,100 万件以上とすること。(12 年度から 14 年度までの平均 年 456 万件) (3) 中期目標期間中におけるフォーラム、国際シンポジウム等の開催のべ件数を 39 件以上とすること。</p> <p>⑤ 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修については、研究員による研究成果を活かし、第一線の労働行政機関で実際に役</p>		